

広島市人事委員会規則第3号

令和8年3月12日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第11条の2第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による」の右に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「日」の右に「の介護時間」を加え、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第11条の3 職員の育児休業等に関する条例第19条第1項の規定は、条例第15条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇について準用する。

2 職員の育児休業等に関する条例第19条の2の規定は、条例第15条

の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇について準用する。

第15条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に、同条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇の請求等)

第18条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、年度ごとに、あらかじめ、条例第15条の3第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該年度における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると認められる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第1項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第20条第1項中「若しくは」を「、」に改め、「第18条第1項」の右に「若しくは第18条の2第3項」を加え、「同項」を「第18条第1

項」に改め、同条第2項中「介護時間」の右に「、子育て部分休暇」を加え、同条に次の2項を加える。

3 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が別表第3第9項の休暇を取得した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

4 任命権者は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が第18条の2第2項の規定による変更をしたとき。

附則第8項中、「休暇」の右に「（職員の妻の出産に限る。）」を加える。

別表第3第12項中「妻の出産」を「妻等の出産（子（妻の子を含む。以下この項及び備考第4項において同じ。）又は子の配偶者にあつては、第2子以降の子に係る出産に限る。）」に、「職員の妻」を「妻等」に改め、「3日（」の右に「職員の妻の」を加える。

同表備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この表において、妻等とは、職員の妻、子又は子の配偶者をいう。

同表備考第5項中、「妻」を「配偶者」に、「職員の妻」を「妻等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。